

人権擁護都市宣言に関する決議

すべて人間は、生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法を制定し、真に平和で豊かな社会の建設を希求してきた。

尼崎市においても、かねてから市民とともに人権擁護のための諸施策を展開しているところである。

しかしながら、現実の社会においては、なお人権侵害の事象が見られるなど、憲法にうたわれている自由と平等の精神が十分定着しているとはいえない状況にある。

よって、尼崎市議会は、基本的人権を尊重し、擁護することを理念とする本市行政姿勢を確認し、行財政運営との整合を図り、今後の変動する社会経済情勢に対応しつつ、差別のない明るく住みよい都市の確立を目指し、ここに「人権擁護都市」たることを宣言する。

以上、決議する。

昭和60年10月4日

尼 崎 市 議 会